

投資を行う前に知っておきたい ベンチャー投資契約のポイントと実務対応

◇日時◇ 2019年3月14日(木) 13:30~16:30

◇会場◇ 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

◇講師◇ 小澤 拓 氏 山下総合法律事務所 弁護士

京都大学法学部卒、京都大学法科大学院修了。2012年弁護士登録（東京弁護士会）。2014年より証券会社ベンチャーキャピタルその他ファンド運用部門・自己投資部門に出向。2017年山下総合法律事務所入所。上場会社、ベンチャー企業、ファンド運用会社、投資会社等に対し、ベンチャーファイナンスその他資金調達を含め、M&A、証券・金融規制、紛争予防に関する助言を幅広く行っている。

（著書・セミナー）

「役職員に対する株式報酬制度の設計・導入・管理のポイントと実務対応」（弊会セミナー）

「株式報酬の設計・導入・交付の実務」（証券会社主催セミナー）など

◇参加対象◇ 法務部門、経営企画部門のご担当者

開催にあたって

従来、ベンチャー投資は、ベンチャー企業、ベンチャーキャピタルファンド及びエンジェル投資家等の比較的限られたプレイヤーによって進められることが通常でした。昨今では、これらのプレイヤーに加えて、新規事業開発や既存事業の強化を目的として事業会社からベンチャー企業への投資が増加しています。

その一方で、ベンチャー投資の手法や契約条件は、ベンチャー投資そのものや関連するプレイヤーの事情から、通常の投資や M&A とは大きく異なる内容で形成されています。そのため、新たにベンチャー投資を行う企業にとっては、そもそもどのように交渉を進めていけばよいのか迷ったり、また、契約条件の内容が複雑で理解が困難であったり、交渉において自社の利益を守るためにどのように振る舞えばよいのか判断に迷ったりする側面があります。

そこで、本セミナーでは、過去にベンチャーキャピタルファンドの社内弁護士として多数のベンチャー投資及び投資管理の助言を行い、また、ベンチャー企業側でも多数の資金調達の助言を行ってきた講師が、その経験をもとに、ベンチャー投資特有の交渉の進め方や契約条件の意義・その対応方法について、実際の投資契約の条項例を用いながら分かりやすく解説いたします。

- * 申込書にご記入いただいた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- * 「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

【受講料】 1名 <税込>

正会員	32,400 円 本体価格 30,000 円	一般	35,640 円 本体価格 33,000 円
-----	---------------------------	----	---------------------------

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。
<https://www.bri.or.jp> *その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

企業研究会セミナー

- ◎お申込み: 当会ホームページまたは E-mail でお申込み下さい。
- * お申込み後(開催1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りいたします。
- * 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただきます場合もございます。
- * 会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- * お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- * FAXでお申込みの際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願いいたします。(別番号への誤送信にご注意下さい。)

【申込先】 一般社団法人 企業研究会 担当:金井

©E-mail:kanai@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2階

TEL.03-5215-3550 FAX03-5215-0951

182087-0103	2019.3.14 「ベンチャー投資契約のポイントと実務対応」		
会社名			
住所	〒		
部課 役職		フリガナ お名前	
TEL	FAX		
E-mail			

投資を行う前に知っておきたい ベンチャー投資契約のポイントと実務対応

◆ プログラム ◆

■日 時:2019年 3月14日(木) 13:30~16:30

■講 師:小澤 拓 氏 山下総合法律事務所 弁護士

-解説-

13:30

1. ベンチャー投資の特殊性

- (1) ベンチャー投資の手法・条件が通常のM&A等と異なる背景・事情
- (2) 交渉の進め方(シリーズ、リードインベスター、タームシートの位置付け)
- (3) 投資の条件(種類株式の内容、投資契約、株主間契約、分配合意書)
- (4) ベンチャー投資にて使用される用語

2. 投資の条件(種類株式の内容・投資契約)

- (1) 種類株式を用いる意義
- (2) 優先分配・優先配当条項
- (3) 転換請求権・希薄化防止条項
- (4) 強制転換条項
- (5) みなし清算条項
- (6) その他の条項

3. 投資後の経営等の条件(株主間契約、分配合意書)

- (1) 役員・オブザーバーの指名権
- (2) 事前承諾権(拒否権)
- (3) 情報開示請求権
- (4) 優先引受権
- (5) 先買権、タグアロング権、ドラッグアロング権
- (6) みなし清算条項

16:30

4. ベンチャー投資を実際に行うにあたっての留意点